

令和4年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月31日（金曜日） 議事開始 午前8時45分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子 栗下 章二
前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 福迫 久利 津口 えりこ
山口 長徳 溝添 トミ子 吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫
吉田 尚美 伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 田上 みゆき

【推進委員】 園田 義保

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

報告第17号 農地等の合意解約について

報告第18号 農用地利用配分計画について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 非農地証明願いについて

事務局長 それではただいまから令和4年10月定例農業委員会総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長 【あいさつ・・・】

尾山議長 次に委員の出席状況を報告いたします。田上委員と園田委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は農業委員9人、農地利用最適化推進員15人で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、栗下委員と稲田委員を指名いたします。

 それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第17号から報告第18号及び議案第34号から議案第37号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

尾山議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第17号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第17号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は26件でございます。

 2ページをご覧ください。令和4年10月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

 整理番号2番及び3番は、農地条件が悪いため、解約するものです。

 次の整理番号4番及び5番は、災害により耕作不能となったため、解約するものです。

 次の3ページになります。整理番号20番及び21番は、交換による

所有権移転のため、解約するものです。

次の整理番号22番は、耕作者変更のため、解約するものです。

整理番号23番及び24番は、基盤法による売買のため、解約するものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第18号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第18号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。5ページをご覧ください。

今月の農用地利用配分計画については、令和4年10月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計3件、7筆19,306㎡となっております。

詳細につきましては、6ページに記載のとおりです。大字〇〇の計6筆については、〇〇に伴う〇〇のため小字が空欄となっております。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。7ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転のみ7件となっておりますが、申請の取下げがありましたので、6件となり

ます。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

8ページになります。整理番号1番、田3筆、3,717㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、次の9ページまでになります。田1筆、畑1筆、計2筆、2,713㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、竹下委員の掘起しです。

続きまして、整理番号3番、田1筆、2,704㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、こちらも竹下委員の掘起しです。

整理番号4番、11ページまでになります。譲受人が10月18日に認定農家として認められました。そのため今後基盤法による売買の申請をされるとのことで、今回は取下げとなります。

整理番号5番、次の12ページまでになります。畑1筆、211㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、畑1筆、130㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、1,378㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転6件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第34号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号1号の農地、受人についてご報告いたします。

申請地は〇〇にあります。〇〇から西に700mぐらいの所です。基盤整備はされていません。周辺一帯は水田です。農地はきれいに整地されています。日照、接道、用排水はともに良好です。以上報告します。

続きまして受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。後継者もいらっしゃいます。周囲との調和については、周辺農家の方と協力していきたいとの事です。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

尾山議長 次に、整理番号2番及び3番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号2番の内容を報告いたします。

農地は田と畑の2か所になります。〇〇にあります。基盤整備はいずれもされておられません。農地の形状は良いと思います。周辺農地一帯は、田の方は水田が広がっていて、畑のほうは山林が広がっている状況です。日照、接道、用排水はどちらも良好です。田のほうは飼料作物が植え付けられており、畑は農業法人のほうで露地野菜を作っておられる状況です。

受人は〇〇地区に居住されており、稲作主体の兼業農家です。渡人と受人の関係はいとこです。後継者はいます。取得後の利用について、田のほうは飼料作物、畑は露地野菜を作付けされるとのことであります。所有農地の畦畔管理は非常に良好で、地域との調和に関しても、協力的な方でございますので非常に良いと、問題ないと考えております。

続いて整理番号3番の状況をご報告いたします。

農地は〇〇の途中にあります。〇〇にある農地です。農地の形状は悪いです。周辺一帯は山に囲まれていてうっそうとしています。日照も良くありません。接道、用排水はまあまあよろしい状況です。

受人は〇〇業をやっておられまして、〇〇を蒔きながら〇〇に専念

していきたいとの事でした。

受人は親が〇〇に住んでおられまして、本人は〇〇在住ですが、ほとんど〇〇におられて活動している状況です。渡人との関係は知り合いで、後継者はおられます。取得後は、〇〇に関する利用として、〇〇を蒔きたいとの事でした。畦畔管理はあまり良くないです。地域との調和については、薬剤に関しては敏感でございまして、皆さんに協力はしていくが、お願いもしなければならないとの事でした。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

尾山議長 整理番号4番は取り下げがありましたので、次に、整理番号5番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の報告を事務局に申し上げます。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 この案件は〇〇があった所の上、〇〇のすぐ脇です。形状は悪いですが日照、接道良好です。受人に確認したところ、将来的には〇〇を考えているそうです。現在はキャベツが作付けされており、収穫も終わり、あとの管理もきちんされておりました。以上です。

尾山議長 次に、事務局に申し上げます。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 受け人が市外のため、事務局から報告します。

受け人は、〇〇市を中心に農畜産物の生産・加工、直営農場による〇〇などを行っている法人であり、今回は経営規模拡大のため申請があったものです。

本市にも相当数の農地を保有しており、地域との調和については、これまでどおり、周囲へ迷惑をかけないように農地を管理し、周辺農家とも協力していくとの事であり、何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方お願いいたします。

尾山議長 次に、整理番号6番及び7番の土地及び申請人「受人」の報告を西田

委員にお願いします。

西田委員

議長。

尾山議長

西田委員。

西田委員

整理番号6号、7号の農地について報告いたします。

申請農地は〇〇にあります。〇〇から北へ5,60m行ったところにあります。基盤整備はされていません。周囲は畑と宅地に囲まれております。日照、接道、用排水は良好です。〇〇はサツマイモが植えられていました。以上報告します。

受人について報告します。渡人との関係については他人です。受人は野菜を作り、収穫し、〇〇している会社です。取得後も畑としてハウレンソウ等の野菜を作るそうです。宅地に囲まれており、畦や用水路の管理協力、農薬の適正使用など厳重に管理していきますとの事でした。皆さんのご審議方よろしくお願いします。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第34号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。

質疑はありませんか。

下原委員

議長。

尾山議長

下原委員。

下原委員

整理番号1番の受人と渡人との関係と、この価格について説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

両人の関係は親戚にあたられるとの事です。価格が〇〇円と安いですが、親戚同士でもあり、登記関係にも費用が掛かりますのでその点を考慮してとの事でした。

尾山議長

下原委員よろしいですか。

(はいとの返事あり)

尾山議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第35号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、議案第35号「農用地利用集積計画について」説明します。

13ページをご覧ください。今月の計画件数は、所有権移転11件、利用権設定23件、合計34件となっております。

利用権設定のうち、農地中間管理事業は21件となっております。

申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、

他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。14ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、2,779㎡の贈与です。

整理番号2番、田1筆、726㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、15ページから16ページです。畑6筆、6,292㎡の売買です。価格は隣接する原野や山林を含め総額〇〇円です。

整理番号4番、16ページから17ページです。畑2筆、570㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆、1,213㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、畑1筆、62㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、17ページから18ページです。畑2筆、1,206㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、畑2筆、1,126㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

19ページです。整理番号9番、田1筆、597㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、田2筆、5,415㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

20ページです。整理番号11番、田1筆、3,751㎡の売買です。価格は10aあたり〇〇円です。こちらは、備考欄に記載のとおり山口委員の掘起しです。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄

となりますのでご了承ください。

21ページです。整理番号1番、田1筆、1,864 m²の使用貸借です。こちらは、備考欄に記載のとおり増田委員の掘起しです。

整理番号2番、田2筆、2,842 m²の使用貸借です。

整理番号3番から23番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

22ページです。整理番号3番 畑1筆、1,380 m²の賃貸借です。

整理番号4番、22ページから23ページになります。田3筆、1,677 m²の使用貸借です。

整理番号5番、23ページから24ページです。田3筆、2,684 m²の使用貸借です。

整理番号6番、田1筆、1,112 m²の使用貸借です。

整理番号7番、24ページから25ページになります。田2筆、1,811 m²の使用貸借です。

整理番号8番、25ページから26ページになります。田3筆、2,175 m²の賃貸借です。

整理番号9番、田1筆、514 m²の使用貸借です。

整理番号10番、26ページから27ページです。田1筆、1,416 m²の使用貸借です。

整理番号11番、田2筆、824 m²の使用貸借です。

整理番号12番、27ページから28ページになります。田1筆、1,317 m²の使用貸借です。

整理番号13番、田2筆、1,585 m²の使用貸借です。

整理番号14番、28ページから30ページです。田6筆、5,732 m²の使用貸借です。

整理番号15番、30ページから31ページになります。田3筆、2,784 m²の賃貸借です。

整理番号16番、31ページから32ページです。田3筆、2,460㎡の賃貸借です。

整理番号17番、畑1筆、658㎡の賃貸借です。

整理番号18番、32ページから35ページです。田12筆、8,520㎡の賃貸借です。

整理番号19番、36ページから38ページです。田8筆、7,763㎡の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、652㎡の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、528㎡の賃貸借です。

39ページです。整理番号22番、畑2筆、2,117㎡の賃貸借です。

整理番号23番、39ページから40ページになります。畑2筆、2,453㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第35号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

宮田委員

議長。

尾山議長

宮田委員。

宮田委員

整理番号6番17ページです。面積62㎡に対して価格〇〇円となっておりますが、理由は何でしょうかお尋ねします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

将来的には〇〇として考えているようであり、全ての所有者に対して1反あたり約〇〇円から〇〇円くらいで買い上げているのでこの価格になっております。

尾山議長 宮田委員よろしいですか。(はいとの返事あり)
他に質疑はありませんか。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 受人は〇〇周辺の畑を購入していますが、今回の購入面積、現在の所有面積を教えてください。当該地域の下に水源地があります。将来どうなっていくものか心配な面もあります。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の売買面積は10,469㎡です。所有面積は38,044㎡になります。

山下委員 わかりました。ありがとうございます。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 場所は〇〇があったところの上ですか下ですか。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 〇〇の上になります。〇〇のすぐ北側になります。受人がいますぐ〇〇という事ではないそうです。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 〇〇は規模が大きくなれば心配な面もあります。私の地元でも影響が出ているところがあります。

尾山議長 〇〇に関しては、今後そのような問題が出てくれば、農業委員会としても慎重に対処していかなければならないと考えています。
ほかに質疑はありませんか。

吉留委員 議長。

尾山議長 吉留委員

吉留委員 15 ページ、3号の6, 292 m²に対して価格が〇〇円ということですが、まとまった場所にあるからなのでしょうか。

尾山議長 この金額の中に山等も入っているようです。農地だけの金額ではないという事です。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 〇〇も含まれており、その価格になっているようです。

尾山議長 吉留委員よろしいですか。(はいとの返事あり)
他に質疑はありませんか。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 経営面積が38,044 m²というのはえびの市内での面積ですか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 えびの市内での面積になります。

尾山議長 岩屋委員よろしいですか。(はいとの返事あり)
他に質疑はありませんか。
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第35号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。10時00分に再開します。
(休憩)

尾山議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第37号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

41ページ議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は9件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

42ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、2,414㎡を牛舎、ロール置場、運動場、回転場、堆肥舎として申請するものです。なお堆肥舎については追認申請となります。権利関係は使用貸借です。譲受人と譲渡人との関係は夫婦となります。工事期間は許可日から令和5年3月31日までとなっています。事業費につきましては、牛舎建築費総額〇〇円を融資により対応されるとの事です。その他につきましては自己労力となります。雨水につきましては、地下浸透及び申請地西側河川にて排水します。

続きまして整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、785㎡を宅地分譲地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年12月5日から令和5年3月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。造成費〇〇円につきましては、申請地2筆の間に既存の宅地があり、この宅地を撤去する費用も含まれていることからこの金額となります。排水については合併浄化槽にて処理後、北側水路にて処理します。

続きまして、43ページ整理番号3番、場所は大字〇〇、畑2筆、155㎡を住宅敷地及び物置敷地として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。生活排水については合併浄化槽にて

処理後、公共水路にて処理します。

続きまして整理番号4番から45ページの整理番号9番までにつきましては同一事業者であり、申請箇所が隣接しておりますので併せてご説明します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、614㎡、整理番号5番、大字〇〇、畑2筆、187㎡、整理番号6番、大字〇〇、畑1筆、126㎡、整理番号7番、大字〇〇、畑1筆、126㎡、整理番号8番、畑1筆、129㎡、整理番号9番、畑1筆、343㎡、合計畑7筆、1,525㎡工事用仮設道路及び資材置き場として、申請するものです。権利関係は賃貸借です。

備考欄に記載のとおり一時転用としての申請であり、申請地は農振農用地ではありますが、不許可の例外規定により一時転用が可能となります。貸借期間は許可日から令和5年12月31日までとなっています。

事業費につきまして、仮設事務所費〇〇円、鉄板道路レンタル料〇〇円、造成費〇〇円、原状復帰経費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されます。雨水については地下浸透にて処理します。

46ページ議案第37号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は4件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。47ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、田1筆、畑1筆、計2筆、3,046㎡です。申請理由は原野です。

備考欄に記載しておりますが、農振農用地については農振担当と協議済みであります。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇、畑1筆、152㎡です。申請理由は原野です。

備考欄に記載しておりますが、農振農用地については農振担当と協

議済みであります。

続きまして、整理番号3番、47ページから48ページになります。
場所が、大字〇〇、畑5筆、7,084㎡です。申請理由は山林です。

続きまして、整理番号4番、場所が、大字〇〇、畑4筆、2,001㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第36号と37号については、10月28日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、10月28日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条9件、非農地証明願ひ4件、計13件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第36号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。

譲受人は、畜産業を営んでおり今回、経営規模拡大のため牛舎、ロール置場、運動場、堆肥舎を建設したく申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇南東側の約2kmに位置します。

申請地の状況は、北側は農地、南側は宅地、西側は農地、東側は市道に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番についてご説明いたします。

譲受人は〇〇を営んでおり今回、〇〇のための土地を確保したく申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇西側の約50mに位置しま

す。

申請地の状況は、北側は宅地、南側は雑種地、西側は宅地、東側は宅地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。申請人は、平成9年頃、住宅及び物置を建築しました。自己の所有地を調査したところ、申請地が農地のままであった事が判明し、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から東側、約100mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は宅地、東側は農地、西側は農地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番から9番につきましては同一事業者であり場所が隣接していますので併せてご説明致します。譲受人は令和2年に5条申請で許可のあった変電所を建設する際の仮設道路及び、資材置場が必要なため、申請するものです。場所は〇〇地区です。

〇〇から南西側に約1kmのところに位置します。申請地の状況は、北側、南側、東側は農地、西側は市道に接している農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外規定により一時転用が可能となります。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。5条申請は以上となります。

続きまして、議案第37号、非農地証明願いについてご説明いたします。今回、非農地案件につきまして整理番号3番の字〇〇の4筆、整理番号4番の申請場所については、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号1番、2番については場所が隣接しているので併せてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は原野となります。農用地区域内農地となっておりますが、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができ

ないと判断しました。また進入路が狭く、農機具の進入が困難と判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号3番の字〇〇についてご説明いたします。申請地区は〇〇地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条9件、非農地証明願い4件、計13件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 第1小委員会のみなさんご苦労様でした。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第36号から議案第37号の計13件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 43ページ、4番、工事名は変電所ですか。どこの関係の変電所ですか？

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 場所は〇〇の手前側になります。〇〇の変電所を建設する際の進入路になります。

尾山議長 増田委員よろしいですか。(はいとの返事あり)

他に質疑はありませんか(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第36号と第37号に対する第1小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第36号と第37号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第36号は、原案のとおり許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第37号はお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

(終了時間 午前10時15分)